

「逗子市まちづくり条例施行規則の一部改正」 に関する意見を募集しています

都市計画マスタープランで明示されている都市づくりの方向性と整合を図るため、今まで逗子市まちづくり条例で維持してきた良好な住環境は担保しつつ、逗子市まちづくり条例施行規則の宅地開発等の基準の見直しを行うため、まちづくり条例施行規則の一部を改正します。

この改正案について、皆様のご意見を広く募集します。

主な改正点

- (1) 共同住宅の戸数制限等の見直し
- (2) 駅前商業地における駐車場の合理化
- (3) 駅前商業地における高さ基準の特例
- (4) マンションの建替え時の特例要件の見直し

改正案の閲覧方法

- (1) 市ホームページ
- (2) 以下の場所で閲覧
 - ・まちづくり景観課（市役所2階）
 - ・情報公開課（市役所1階）
 - ・市民交流センター
 - ・沼間小学校区コミュニティセンター
 - ・小坪小学校区コミュニティセンター
 - ・文化プラザホール
 - ・逗子アリーナ
 - ・高齢者センター
 - ・体験学習施設
 - ・図書館

意見提出方法

備え付けの用紙もしくは任意の用紙に「逗子市まちづくり条例施行規則の一部改正」と「意見内容、住所、氏名」を記載のうえ、以下の方法でご提出ください。

※Eメールの場合は、セキュリティの関係上、添付ファイルを開くことができませんので、本文にベタ打ちで提出をお願いします。

- (1) 直接持ち込み まちづくり景観課（市役所2階）
- (2) Eメール machi@city.zushi.lg.jp
- (3) 郵送 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16
- (4) ファクス 046-873-4520

意見募集期間（締切）

2026年（令和8年）5月1日（金）～2026年（令和8年）6月1日（月）必着

その他

皆様からお寄せいただいたご意見は、本市の考え方とともに、後日市ホームページで公表します。個々のご意見に対して、直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先：逗子市環境都市部まちづくり景観課
Tel 046-873-1111（内線461）